

婦人の地位は向上したか

谷野せつ



「平等」、「発展」、「平和」のスローガンを掲げて発足した国際婦人年は、半ばを過ぎようとしている。国際婦人年に対して、大方の女性はまだあまり関心を寄せていないようであるが、基本的テーマである男女平等の原則は、男女が平等の立場で、人類社会の発展に参画し、平和に貢献しようというものであるから、みんなその意味を考えてみることは無駄ではないような気がする。

もともと国連は、創立の際の国連憲章に、人権の尊重と男女の同権をうたい、婦人の地位委員会を通して、男女平等が、法律上はもとより、実質上にも実現されるよう努力を重ねてきた。また一九六七年の総会では、「婦人に対する差別撤廃宣言」を採択している。この宣言は、女性に対する差別は人間の尊厳を冒瀆し、家族と社会の福祉に逆行するので、法律・慣習などあらゆる面から性差別を取り除くよう努力することを求めたものである。

この宣言にもとづいて、一九七五年を国際婦人年とし、加盟国が婦人の地位の向上のため、一層強力な活動をするよう呼びかけているもので、メキシコ会議は、そのハイライトとして、世界的規模で開かれた婦人問題会議である。

ところで、わが国では女性が参政権を得てすでに三十年。憲法をはじめ、国内法はすべて男女平等にあらためられている。だから、今さら男女平等などという声が無いわけではないが、家庭や職場、社会の現実には、まだこの宣言が期待するところから程遠い現状である。今日の経済社会の発展、平和の維持のためには、女性の参画が必要なのである。その前提条件として、男女の不平等は一掃するよう努めなければならないのである。

そこで、婦人の地位向上の問題は極めて広汎にわたる問題であるが、さし当り、私たちに身近な家庭の主婦の問題から一つ二つを拾ってみると、

今日の社会では家庭や家族関係のなかに、男女平等の認識を進めていくことはなかなか難しいことである。また、家庭は夫婦、親子、兄弟姉妹がこころをあたため合いながら暮らす、特別な生活集団である。にもかかわらず、家庭にはたえず社会が入り込んできて、主婦一人がふり回されることにもなりかねない。そこで夫や子供の協力体制が整わなければ円滑な家庭生活を維持することが困難である。といつて日本の家庭では、主婦の地位は一般にそんなに低いものではない。夫の働きと家事をきりもりしている明るい主婦もふえていくのである。だが、このような安定しているかみえる主婦の地位も、夫が失業したり、死亡したり、離婚ということになると、経済的には弱者としての婦人の地位になってしまうのである。このような家庭に入った女性の経済的地位をどのようにしていくかは、大きな婦人問題の一つではないだろうか。

また、女性が政治参加の権利を得たことは、私たちが住むこの地域社会をよくする上から、大変意味が深いことである。さし当り選挙権や被選挙権をよりよく生かして、区議会でもっと女性の発言力を強めることであり、行政面にも、女性がどしどし登用されるみちがひられるべきであろう。さらにまた、環境の改善にしても、住民福祉の向上にしても、日ごろ有志婦人が進める市民参加の活動なしには、充実していくことが難しいのである。

幸いわが世田谷区では、この国際婦人年を記念して、女性が身近な婦人問題を持ち寄り、女性によりよ参加のめちをさぐるため「世田谷婦人会議」を持つことが、有志婦人等によってはかられている。より多くの参加者を得て、婦人の地位の検討が行われるならば、国際婦人年の意義は私たちに一層身近に感じられるものになるのではないかと期待を寄せている。



たにの・せつ
元労働省婦人少年局長

戦後強くなったものの一つがウーマンパワー。区民の半数以上を占める女性を、区政も常に念頭に入れて進める必要がある。写真：区民体育大会（48年）。

第二回定例会 6/19 ↓ 6/26

私道整備工事費全額区費負担の条例など二十三件を可決

改選後、初めての定例会は、6月19日から26日まで、八日間わたって開かれた。19日の本会議では、新区長の所信表明を含む招集あいさつが行われた（要旨は二ページに掲載）。引き続き各党の代表が登壇、新区政に取り組み姿勢を区長にたがした。そのあと、十件の議会報告が行われ、区長提出議案二十件を上程、各委員会に付託した。

翌20日には、新議員五人を含む十一人の議員による一般質問が行われた。

最終日の26日は、委員会審査を終えた議案をすべて全会一致で可決。追加提案の助役・収入役の選任同意、農業委員会選任委員の推薦も賛成全員で議決した。

●私道整備および私道排水設備助成条例の全部改正

次の条件に該当する工事費は、区が定められた基準の全額を区が負担する。①幅一・八以上で、両端が公道と連絡している私道の整備 ②排水設備工事完了の私道の整備 ③舗装してある私道の掘さく跡の復旧 ④その他、区長が特に認めた私道の整備。

また、私道排水設備の工事費は、都の助成額の五分の四以内を助成する。

●災害弔慰金の支給・災害援護資金貸付条例の改正

法改正に伴い、区条例を改正するもの。支給の範囲・順位を改め、弔慰金額を最高五十万円から百万円にアップ。また、援護資金の貸付限度額も倍増する。

●委員会審議では、物価上昇に合った額に引き上げ、貸付資金の対象を拡大するよう意見が付された。

●新設に伴う保育園条例改正

下馬保育園 下馬五丁目32-11

●下水道枝線工事請負契約 三件

三軒茶屋二丁目付近 九六〇〇万円 (株)元木組東京支店 工期50年11月29日

●松原五・六丁目付近の2 二億〇〇五〇万円 (株)地崎工業東京支店 工期51年3月24日

●豪徳寺二丁目付近 七〇九八万円 大明建設 (株) 工期50年11月17日

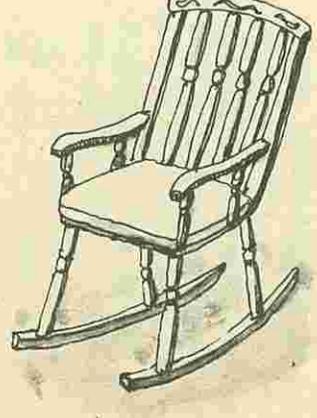
●仮称祖師谷中学校新築工事請負契約 工費 四億八八五〇万円 (株)協栄組

●鉄筋三階建校舎、同二階建体育館、プールの各施設 工期 51年9月16日

●小中学校校舎増改築工事請負契約 四件

所在地	延長(m)
若林二丁目24	62.70
下馬二丁目28・29	26.40
経堂五丁目5・6	69.00
深沢五丁目27・28	60.30
深沢五丁目29・30	62.30
岡本一丁目3~7	229.20
砧六丁目33・34	49.60
千歳台二丁目18・19	259.00
北鳥山三丁目26~同七丁目2	1,420.00
計	2,238.50

- 収入役の選任同意 宇田川義信収入役の辞任に伴い、大石秀吉 総務部長(五十四歳)を収入役に選任。
- 農業委員会選任委員の推薦 平山八郎(自民)、小山菊男(自民)、石原芳雄(共産)の各議員を推薦。
- 報告 十件
- 昭和49年度繰越明許費繰越計算書
- 昭和49年度事故繰越繰越計算書
- 昭和50事業年度土地開発公社経営状況
- 昭和49年度土地開発公社経営状況
- 北沢三丁目付近・代田四丁目付近下水道枝線工事請負契約変更の専決処分
- 昭和49年度定期監査報告
- 昭和50年1~3月分例月出納検査
- 区道の認定 9件



区長招集あいさつ

区民参加で人間性の復活を

—基本方針—

区長は最初に、一大転機を迎えた世田谷区を取り巻く諸情勢と基本方針について、次のように所信を發表した。

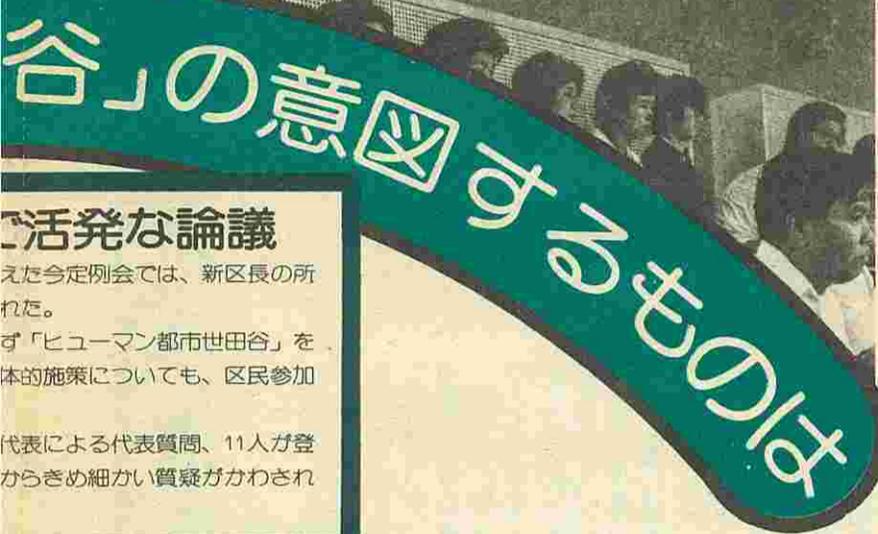
住民の意思を反映させるためには、まず第一に、世田谷区の自主性・自律性の実現に努力することが必要だ。地方自治体が財政危機に見舞われたのは、国の施策に責任がある。また、生活環境の悪化で、多くの区民が不安を訴えていることも無視できない。こうした世田谷区情勢に対して、区政は、「人間の復活と生命の尊厳」を真剣に考え、自治体本来の使命である住民福祉の増進の原点に立ちかえって厳しく立ち向うべきだ。そういう意味から、すべての区民が平和で安全な生活を営み、一人一人が生きがいを持って一生を送れる都市「ヒューマン都市世田谷」をスローガンに掲げた。これからの区政は、区民と行政が一体となり、区民参加の区政が展開されなければならない。それゆえ、行政計画の策定は、

区民参加を基調として、区民と行政との相互信頼による行政指標をつくり、国の先導的役割を果たしたい。

区民の福祉対策を最重点に

—具体的施策—

次いで、具体的施策についての基本姿勢を、区長は次のように述べた。
区民福祉 従来までの施設中心の施策よりも、施設を生かすことに力を入れたい。社会的公正をなくし、弱い立場にある人々に暖かい手を差し伸べるのが緊急課題だ。区で解決できないことは、国や都に積極的に働きかけていく。とくに、区民要望の強い保育園増設は最重点施策とする。学童保育は、既存の施設を利用して拡充し、老人自身による施設の運営や管理、さらに障害者の団体活動にも積極的に援助する。母子世帯、低所得世帯のための「かけ込み資金制度」も創設する。中小零細企業の融資枠を拡大、区内農産物を区民に提供することも今後行いたい。



「世田谷」の意図するものは

活発な論議

定例会では、新区長の所見を踏まえ、「ヒューマン都市世田谷」を基本方針として、区民参加による代表質問、11人が登壇からきめ細かい質疑がかわされ

財源確保に法改正の行動を

—今後の課題—

今回の事務事業移管は、それなりに一歩前進ではあるが、財政権の問題が根幹にふたない。この重要な機能の改革がなされない限り、真の自治制は保障されない。そこで、地方財源の強化、交付金の配分、地方債の充実を、今後の課題として重視している。それには、二十三区の実情の調和をはかりつつ、都区一体となって法改正に向けて行動を開始する。

50年度は、不況による税収減でかつてない厳しい財政状況だ。7月末の都区財政調整の結果をみて、世田谷区としての結論を打ち出したい。とはいえ、区民の福祉向上の基本施策は最重点に考える。他方、不急の事務事業の廃止、冗費の節約など健全財政堅持のための最大限の努力も併せて行う。事務事業の執行には優先順位をはっきりさせ、区民のためのものから実施していく。最後に区長は、こう結んで、これからの区政の進め方に対する決意を示した。

区の政策部門の機能を強化

—執行体制—

以上の諸施策を効率的に実現させるために、区長は、区の執行体制の整備を早急に行うと、その腹案を次のように言明。

従来の助役二人制の役割を再検討し、区民本位の組織づくりを実施したい。まず政策担当部門を強化し、企画部門と総務部門をはっきり分ける。本庁内に窓口センターを開設、お年寄りや身障者が気軽に相談・利用できるような配慮する。区民の声を貴重な資料として反映させるために、出張所の窓口を改善し、本庁の窓口センターと直結する方法を考えたい。また、職員とも話し合いの場を数多くつくって、職員の創意工夫による事務改善を行う。同時に、区民本位の区政を推し進める職員の意識改革も実施する。

一般質問



ほたるを養殖して区自然公園を

言っている。総合窓口を具体的にどう進めていくのか(民社)。
企画部長 区民情報を一カ所に集める工夫をしたい。出張所では、区民に身近な手続きを簡単にできるようにする。
質問 国際婦人年にちなみ、世田谷区でも9月に婦人会議を企画している。区も積極的に協力せよ(無所属)。
区長 協力する打合せはしてある。



コンピュータードックで主婦の検診を

質問 検診を怠りがちな主婦のために、コンピューターによる健康診断を実施せよ。また、これを学童保健の調査・統計にも活用できないか(公明)。
助役・教育長・衛生部長 医師による検査が第一だ。コンピューターは、病気の判定より診断後のデータ・バンクとして活用せよ。診断を受ける機会の少ない区民には、保健センターを利用していき、学校保健での利用は検討する。

質問 学童保育クラブは、一学校区に一つは必要だ。現在十五カ所しかないのは遺憾だ。山野小区域には建設するのか(共産)。
民間施設の借上げ、他施設との複合方式など、早急に手を打つべきだ(社会)。
厚生部長 今後も民間借上げ、併設方式で最大の努力をする。第四目に設置計画しており、用地取得を進めている。

質問 保育の待遇改善は、本来、国が実施すべきだが、区が独自にできないか。区内の保育養成機関も育成し、二十三区共同の養成所をつくったらどうか(社会)。
助役 他区との均衡もあって区独自にはできない。養成所の共同建設は動きかけた。質問 砧地区の保育園建設は、50・51年度全く計画がない。どう考えているのか。また、入園の規準は弾力的に運用せよ(公明)。
厚生部長 地域的なバランスを考えて建設している。できるだけ公平・適正な規準で入園を決めている。

質問 砧支所跡地に、保育寮併設の保育園を建てるとの地元の見通しは(共産)。
企画部長 砧保健所の移転要望もあり、これも併せて早急に結論を出す。
質問 お年寄りが生きがいを持つよう老人クラブを増設せよ。指導員の充実、老人大学の創設も考えよ(自民)。
助役・福祉部長 老人数もふえつつあり、老人クラブの育成には力を入れていく。老人大学の設置も検討させる。



釣鐘池の水をからすな

質問 釣鐘池は、地元住民などの熱心な運動で整備された。しかし、池の水が年々少なくなり、ついには干涸びた。地下水を汲み上げ、常時水を確保できないか。その費用もわずかで済むし、水量も少しでよいのだから(共産)。
土木部長 水の浸透を防ぐ工夫など、早急に具体策を考えたい。

質問 等々力溪谷に清流が戻りつつあるが、水量が減ってきている。また、遊歩道の側溝の破損も多いので至急整備せよ(自民)。
区長・土木部長 区の名所として、等々力溪谷はぜひ保存したい。水の確保は、都で改修を計画している。遊歩道は、自然景観にマッチした整備を行う。

質問 公共溝渠・側溝の未整備により、砧地区の生活環境は非常に悪い。住民は悪臭や害虫の発生に悩まされている。定期的に清掃をしていくのか(公明)。
土木部長 根本的解決である下水道整備までは、清掃・整備を行っていく。当面、ふた掛けなどの措置をして善処する。



文化財の保護に積極策を

質問 区内で文化遺産が発見された場合、地主に調査費用を負担させるのはおかしい。区で善処できないのか(自民)。
教育長 法に明文されていない。国に準じて行なっている。

質問 文化財保護に力を入れよ。郷土資料館の充実もはかるべきだ。上神明遺跡は、古代の遺品も出土するなどの価値は大きい。保存対策をどう進めているのか(共産)。
教育長・企画部長 資料館内に郷土資料の収納館の建設を考えている。文化財保護条例の制定も検討中だ。遺跡は都・国にも働きかけ保存に努める。区としては、都市緑地保全法の適用を期待している。

質問 図書館の建設計画を示せ。図書館利用者との対話も行い、巡回文庫貸出しや地域読書会活動へも区が援助を行え(共産)。
教育長 52年までに六つ建設する予定だ。利用者の要望は、投書箱を設けて聞いている。地域文庫などへの助成は、図書館利用者との均衡を考えて検討する。

質問 教育相談室は狭く、スタッフも足りない。学校の空き教室を利用できないか。また、婦人の相談員を配置せよ(無所属)。
教育長 将来構想としての特殊児童相談所「緑の学園」建設の中で考えていく。



ヒューマン都市世田谷

代表・一般質問で活

世田谷区で初めての革新区長を迎えた今、信表明を中心に活発な議論が展開された。区長は、招集あいさつの中で、まず「ヒューマン都市」に掲げた理由を説明。具体的な施策を強く打ち出す表明を行なった。これに対し議会側からは、各党の代表による壇上一般質問で、それぞれの立場からきめ

代表質問

革新区長誕生をどう評価しているか
—自民党—

質問 今回の選挙の特色は、革新区長の誕生とわが党が区議会議員の過半数を割ったことである。この結果に対して、当惑している区民も非常に多い。区民全体のわずかに四分の一という数で選ばれた革新区長としては、その価値をどう感じているか。また、「革新」の定義を明示せよ。

区長 私は、選挙という民主主義の根柢をなす公平な手続きで、区民の信任を受けた。それゆえ、区民の期待を裏切らないよう努力していく。一党一派に偏せず、区民党という立場から、区民参加による区民本位の区政を実現することが革新区政だ。

区政に区民参加の道を開いたことを高く評価する。窓口改善、区民福祉の強化、教育環境の充実の三基本策にも賛意を表す。だが財源が少なくても、老人会館など福祉施設を優先的に建設せよ。身障者対策として、カソリン税免除、無料検診、実態調査を実施せよ。また、老人のための住宅対策、ミニ敬老会館の設置、差額ベット代補助も考えよ。

区長 福祉部長 事業の優先順位を定めて順次建設していく。実態調査は困難な面が多いが実施する。民間施設の利用など小規模な老人施設を考えたい。他は、できるだけ実現に努力し、都にも要請していく。

質問 「ヒューマン都市」とはどんな姿をいうのか。目先だけの施策で進退極まってはならない。今までの長期計画をよく研究し、再開発事業を検討すべきだ。再開発公社をつくる考えはあるか。

区長 人間相互の連帯感による快適、利便、健康、安全を求め、自然環境の回復を前提にした新しい都市づくりが必要だ。これを区民参加により実現すべく、このスローガンを掲げた。今までの総合計画は、自然の保存については同じだが、物理的な色彩が濃かった。再開発は必要だ。公社設立の必要も出てくるかもしれない。長い目で見てもらいたい。

質問 区民のコミュニケーションの場としても検討する。区営住宅は簡単にはできないので協議会を設けて検討したい。

区長 区民のコミュニケーションの場としても検討する。区営住宅は簡単にはできないので協議会を設けて検討したい。

質問 区で自転車置き場をつくれ。私道舗装後の排水復旧にも万全を期せ。

区長 土木部長 少しづつ考えていく。排水溝の復旧は優先的に行う。

質問 世田谷区が、保守区政に見切りをつけて革新区政を実現させたのは画期的なことだ。これからは、住民参加による区政を推し進めていけ。とくに重点計画策定には、住民の意思を汲んだ民主的なものをつくれ。

区長 長期的視野に立って、区民サイドからの政策立案を行っていく。当面、弱い立場の人・児童対策を重点においていく。

質問 区民本位の民主区政を進めるには、職員も一体となって立向うべきだ。庁議は単なる伝達機関でなく、対話を積極的に行い、部長室も区民などの会議室に改めよ。

区長 企画部長 区の窓口は「世田谷の顔」だ。そのため専門の職員を配置し、モニタリング制度を一元化するなどの改善を行う。管理職は、トップと職員とのパイプ役として努力する。部長室も効率的に活用させる。

質問 スーパーマーケットの進出で、区内の業者が大きな影響を受けている。スーパー建設に、区は毅然たる姿勢で指導せよ。

区長 商店街との話し合いの指導を行なって

質問 現在の企画室を改め、区民要求を政策化する企画室の設置等、区の執行体制を確立せよ。職員の試験や研修・昇給なども区独自にできないか。

区長 執行体制の改善は、行政事務改善委員会で検討、準備を進めている。



請願と陳情

- 所管委員会に付託された請願・陳情四十件のうち、二件は26日の本会議で議決、残りはずべて継続審議となった。
- 意見付採択 二件
 - ◇失対就労者への夏期手当支給等支給に関する陳情
 - ◇失対就労者への夏期手当支給等支給に関する陳情
- 継続審議分 三十八件
 - 行政事務配分に関する陳情
 - 選挙公報発行の条例制定に関する請願(世田谷区長および区議会議員選挙)
 - 難病患者及び家族の生活援助に関する陳情
 - 公衆浴場運営に関する請願
 - マンション兼大規模スーパー「ストアー」建設反対に関する請願(三軒茶屋田園ボール跡)
 - 小田急線梅ヶ丘駅改善に関する請願
 - 区立保育園建設促進(中町)および児童遊園等設置(上野毛)に関する請願
 - 相互通行に関する陳情(佼成学園前通り)
 - 一方通行を守ることに関する請願(佼成学園前通り)
 - 都営住宅改築に関する請願(上北沢五丁目十五番十七号および三十三番の一部)
 - 三宝建設所有地に関する請願(玉堤二丁目三番十号)
 - 公営自転車置き場設置に関する請願(経堂駅前)
 - 新地下道建設に関する請願(下高井戸駅)
 - マンション兼大規模スーパー「ストアー」建設反対に関する請願(三軒茶屋田園ボール跡)
 - 自然公園設置促進に関する請願(尾山台宇佐神社境内)
 - 開発行為差止めに関する請願(祖師谷三丁目旧労働科学研究所跡地)
 - 公共溝渠改修に関する請願(喜多見二丁目)
 - 八幡付近) 高層マンション建設反対に関する請願(玉川台二丁目二番九号)
 - 高層マンション建設反対等に関する請願
 - (三軒茶屋田園ボール跡地) 本多ビル建設反対に関する請願(北沢二丁目十番十八号)
 - 三階建築物建設反対に関する請願(宮坂二丁目十八番十四号)
 - トラククターミナル建設反対等に関する請願(深沢四丁目三十三番十五号)
 - 区立保育園建設促進(中町)および児童遊園等設置(上野毛)に関する請願
 - 区道舗装改修に関する請願(東玉川一丁目四十・四十一番)
 - 羽根木公園改修に関する請願
 - 児童遊園用地買収に関する請願(区立北沢八幡児童遊園用地)
 - 計画街路二六号線等立体交差反対に関する陳情(東北沢)
 - 多摩川堤防敷地道路の舗装に反対する請願
 - 相模水道用地舗装工事に反対する請願(宇奈根・喜多見地区)
 - 生活環境改善に関する請願(弦巻四丁目九番十五号)
 - 二子玉川小学校運動場用地買収に関する請願
 - 坂称砦南中学校校舎建設に関する請願
 - スポーツ施設等設置に関する請願(奥沢周辺)
 - 成城上神明遺跡および自然環境保存についての請願
 - 小田急線(下北沢)拡幅工事に関する請願
 - 小田急線地下化に関する陳情(豪徳寺)
 - 小田急線地下化に関する陳情(梅丘)
 - 小田急線地下化に関する陳情(下北沢)

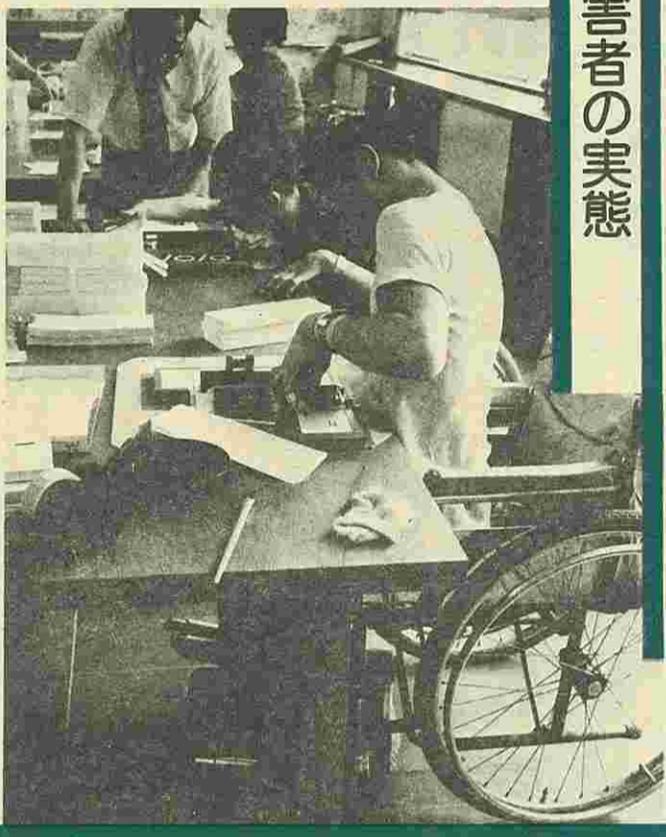
安心して住める町を考へる

世田谷区の心・身障害者の実態

世田谷区には、現在、身体に障害のある人が四一四九人（うち児童が三〇三人）、精神薄弱な人が九〇六人（同三六一人）住んでいます。

区では一昨年、心・身に障害を持つ人がいる家庭四二〇世帯について、その実態を調査しました。

福祉が強く叫ばれている今日、こうした人たちが安心して暮らせるために、世田谷区も努力しています。そこで、この調査の結果をふり返って、区民みんなで考え合ってみようと思います。



写真：ことしオープンした「梅丘福祉実習ホーム」。

身近かな障害の原因

身体障害者の原因では、病気が六〇・八％でトップを占め、ついで先天性一六・八％、交通・労働などの事故は一四・八％、戦争六・六％となっている。精神薄弱者は四五％が妊娠、出産時の異常によるものなど先天的な原因が多い。だが、障害の原因が、私たちのふだんの日常生活に密接に結びついているのが注目される。これらは、医療技術の進歩等で、予防できる可能性が大きいだけに、早期発見、治療体制の確立が強く望まれる。

障害者のいる家庭の悩み

障害者のいる家庭が、いま一番困っている問題、行政に何を望んでいるかをこの調査で見ると、別表のようになる。

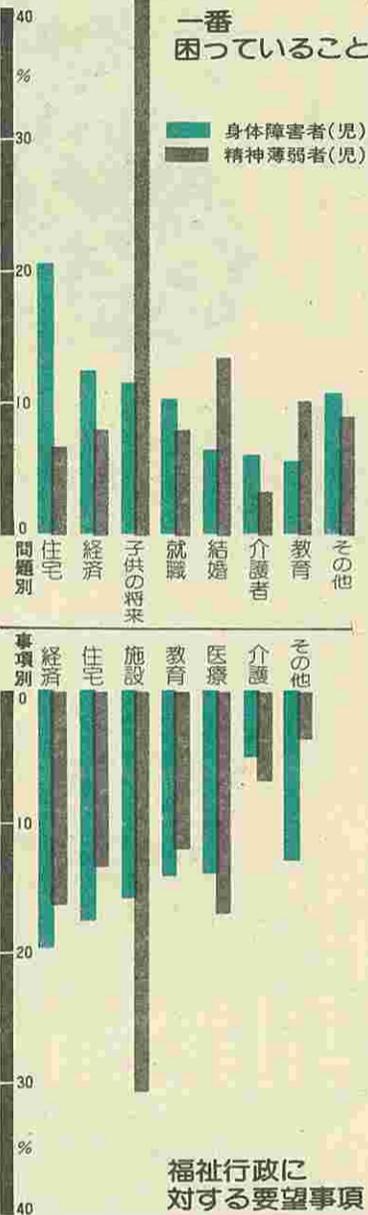
この中で、経済問題を行政側に訴える家庭が割と多い。ことに働き手を失った家庭の悩みは切実である。医療費や扶養費などの出費に加えて、介護のために、家族が働



きに出られなくなるケースもあり、生活が不安定な状態に追い込まれてしまうからだ。このことは、身体障害者のいる家庭の生活保護受給率が、平均受給率の五・三倍にもなることからもうかがえる。

一方、障害者の生活に欠かせない就職状況についてはどうだろうか。わが国の身体障害者の法定雇用率は、わずか官公庁で一・七％、民間事業所でも一・三％にすぎない。これは、西欧諸国に比べて著しく低い。しかもやっとな就職できた人でも賃金が非常に低い。区の調査でも、月収一万六千円の人、身体障害者で五一・四％に達して

世田谷区心・身障害者(児)実態調査から(昭和四十八年三月)



おり、精神薄弱者では実に一〇〇％である。こうした実情を反映してか、障害児のいる家庭のほとんどが「子供の将来」への不安を訴えている。このことは、核家族化現象の最近では、親の「定年後」や「自分なりの生活」の生活を深刻に悩んでいる事実を示している。

また、障害者のための施設は、入居するにも五十倍から三百倍という高い競争率で、加えて現在の用地不足、地価の高騰により、その増設が非常に困難になっている。建設可能な場所は、どうしても「人里離れたところ」が多く、ために、家族や一般社会と

の交流が断たれてしまう。それゆえ、人々の連帯性をも阻まれていくのが現状だ。障害者をとりまく生活環境の整備を求め、声も強い。歩道橋に代表されるように、「車いすの通れる町」とはほど遠い状況で、生活用具や補装具の改善の遅れとともに、障害者の生活圏をせばめている。

住宅事情をみても、約三〇％の家庭が、借家・借間に居住、しかも家賃の世帯収入に占める割合が、一般家庭に比べて高い。そのうえ、持家の居住者も含めて、大半の家庭が障害者やその家族の利便の設備がなされていないのである。

以上のことは、障害者をとりまくほんの一部にすぎない問題だ。そのほか、医療や結婚、教育、介護など、その悩みは幅広い。では、これらの問題にどう対処したらよいだろうか。

まず第一に、国・都・区の福祉行政の役割の分担をはっきりさせることだ。地方自治体だけで解決できない問題が多いためである。年金制度の確立、安定した職場と収入の確保、障害者用施設の増設などは、国が積極的に取り組む問題だ。また、都はホームヘルパー制度の強化、公営住宅への優先入居制度、障害者用住宅の新設策を行う。さらに区は、障害者も快適な毎日を送れるよう、治療、訓練、教育、環境づくりなど、きめ細かい施策で、健康な人と同じように社会参加への方法を考える。

だが、最も大切なことは、住民一人ひとりの暖かい理解と熱心な協力である。このことこそが、現在の私たちの社会の「福祉の原点」なのではないだろうか。

快適な生活を送るために



等々力村は、お不動様の村でした。たいそう霊けんあらたかな仏様で、江戸の下町からも、参詣に泊りがけでやってきました。そんなある日、目黒の村から、お不動様を村人のためにいく日か出張してお開帳をと、役人をたてて名主さんのところに使がきました。

村名主の五郎八は、お不動様が出張のご開帳ははじめてのことだし、もしもあとでたたりでもあってはと、寺の和尚さんや村の世話役とも話をしました。

目黒の村とは隣りなので、江戸にゆくには道をはかりることや顔見知りの人もあることなので、せひにと、たつてのたのみだというので、少しのことならと貸し出すことにきめました。

目黒の村は大よこび。それ清水のどるところの岡にと、不動堂をたて盛大にむかえるじゅんびをしました。

等々力村では、名主さんをはじめ、村人たちもなんとか不動様をもとにと談合しましたが、目黒では「もうしばらく」だけが返ってきました。

そのかわりに、目黒の村に植えることを禁じていた太い竹を根分けしてくれました。ところがふしぎなことに、目黒では竹に実がなり、枯れていくのです。ただ不動様がお開帳に通った世田谷の里は、根ついた竹林が青い波をうち、タケノコが育っていました。

だれいこうとなく、お不動様は世田谷に青竹でかえってきた。」と。

お不動様の貸しわすれ

文・桜井 正信
絵・阿伊染徳美



等々力の人たちも手つたい、自分の村のお不動様が隣村でお開帳と、お厨子をかかわるがわるせおって、目黒の里に不動様を無事に奉あんしました。

目黒でのお開帳はたいへんな人の出になりました。緑日がおわっても、次の緑日がおわるまでと、なかなか返してくれません。

等々力村では、名主さんをはじめ、村人たちもなんとか不動様をもとにと談合しましたが、目黒では「もうしばらく」だけが返ってきました。

そのかわりに、目黒の村に植えることを禁じていた太い竹を根分けしてくれました。ところがふしぎなことに、目黒では竹に実がなり、枯れていくのです。ただ不動様がお開帳に通った世田谷の里は、根ついた竹林が青い波をうち、タケノコが育っていました。

だれいこうとなく、お不動様は世田谷に青竹でかえってきた。」と。

せたがやの民話と伝説

た。

編集後記

〇5月の初議会に次いで6月定例会と、区議会も活発な動きを始めました。初日の本会議は傍聴者も多く、区長との議論のようすを熱心に耳を傾けていました。

〇スタート早々、新人議員が登壇、一般質問を論じ合いました。また、いつもは時間ギリギリまで行う代表質問も、どの党も要領よく(？)時間内で終了。

〇すでに「福祉三年」四ページの記事は、心・身に障害のある人々にスポットをあててみました。今後これらの一つ一つを取り上げ、区民の立場からキャンペーンしていきたいと思ひます。

〇区議会に対するご意見、区政全般へのご要望をお寄せください。次の定例会は9月に開かれます。傍聴などのお問合せは、区議会事務局(41)二二二一、内線五九〇〜五九八まで。

